

消防予第 1 7 9 号  
平成 26 年 4 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長  
( 公 印 省 略 )

「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」の運用について（通知）

平成 26 年 4 月 14 日に公布された「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成 26 年消防庁告示第 14 号。以下「14 号告示」という。）については、「蓄電池設備の基準の一部を改正する件等の公布について」（平成 26 年消防予第 167 号）において通知したとおり公布日から施行されていますが、14 号告示により拡充された点検者の報告内容に関し、下記の要件を満たすものについては、平成 26 年 9 月 30 日までの間は、改正前の別記様式第 1 及び第 3 を使用しても差し支えないものとします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 別記様式第 1 について

点検者社名及び電話番号の記載が必要な場合に、改正前の別記様式第 1 の点検者欄等に記載されていること。

### 2 別記様式第 3 について

点検者社名の記載が必要な場合に、改正前の別記様式第 3 の点検者欄等に記載されていること。

消防庁予防課設備係  
担当：近藤、久保田  
電話：03-5253-7523  
F A X：03-5253-7533